

平成18年3月13日

小金井市長 稲葉孝彦

「市民参加条例第20条第1項の規定に基づく提言」に対する意見について

平成18年2月15日付けで市民参加推進会議（以下「推進会議」という。）から提言のあった「小金井市まちづくり条例市長案の策定過程について」に対し、小金井市市民参加条例（以下「条例」という。）第20条第2項の規定に基づき、次のとおり意見を公表します。

1 条例第13条第1項「附属機関等から提出のあった答申等を尊重しなければならない」の規定に対する対応について

（仮称）小金井市まちづくり条例策定委員会（以下「策定委員会」という。）の会議において、市は、（仮称）小金井市まちづくり条例庁内検討委員会（以下「庁内検討委員会」という。）での議論を踏まえて、法律の範囲内での条例策定であることはもちろん、市の財政面、人的配置面等から、当面の実現性・実効性の高い内容の条例を早期に制定したいとの意思表示をしてまいりました。市長案につきましては、以上の観点により、現時点において行政の執行権者として責任を持つ立場から行政執行が可能かどうかの判断に立ち、さらに条例第13条第1項の附属機関等からの答申等の尊重規定の趣旨をかんがみ、策定委員会の答申内容の取り入れられるものを最大限取り入れた結果として策定いたしました。

なお、市長案につきましては、現時点での整理で提案させていただいておりますが、法律改正や執行体制等により行政上の責任と権限が変化する場合には、今後、答申の趣旨をいかして発展的に条例改正等につなげていきたいと考えております。

推進会議からの提言にあるように、小金井市まちづくり条例は、平成17年第4回市議会定例会へすでに提出し、審議中でありますから、市議会における審議を見守ることといたします。

2 条例第13条第2項「答申案等が市政にいかされない場合は、その理由を遅滞なく公表しなければならない」の規定に対する対応について

(1) 答申案から市長パブリックコメント案に至る条例案の検討過程が不透明であることについて

市といたしましては、策定委員会において前述のように種々の意思表示をいたしておりますが、その前段として、庁内検討委員会において、同様の内容について議論を行った経過がございます。市長パブリックコメント案はこうした背景を踏まえて作成したものですから、公表時につきましては、再度会議を開催することはせず、庁内検討委員会での結論の再確認を行うことを目的として起案書の関係課合議の形式により決裁処理を行うとともに、文書・法務担当課と相談しながら条例としての体裁を整える作業を行ったものであります。

(2) 理由付記について

パブリックコメント実施時（平成17年9月）に、「(仮称) 小金井市まちづくり条例（案）比較表」を参考として提示しており、策定委員会答申案と市長パブリックコメント案を対比させる中で市の見解としての変更理由を明示し、さらにパブリックコメント検討結果の公表時（平成17年12月）にも、「小金井市まちづくり条例答申（条例案）と市長（案）の差異及び変更理由」を条文ごとに対比させる形で明示しておりますが、推進会議の提言の趣旨を踏まえ、今後は、より市民にわかりやすい表現にするなどに留意し、運用するよう努めます。

3 条例第15条第5項「市は、市民の提言制度の実施結果及びその取扱いについて、速やかに公表しなければならない」の規定に対する対応について

推進会議の提言の趣旨を踏まえ、今後は、運用するよう努めます。なお、パブリックコメントの実施に当たり、手続的な規定が、現行の条例及び同施行規則では不分明な部分もあるので別途要綱等の作成を検討します。